

# 香川地方最低賃金審議会

## 第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業〕  
最低賃金

### 会 議 次 第

令和6年9月25日（水）13：15～  
高松サンポート合同庁舎アイホール

- 1 開会
- 2 労働基準部長挨拶
- 3 専門部会委員紹介
- 4 議題
  - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
  - (2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」等について
  - (3) その他
- 5 閉会

# 香川地方最低賃金審議会

## 第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業  
最低賃金〕

### 資 料 目 次

- 1 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿・・・1
- 2 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）・・・3
- 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程・・・5
- 4 令和6年度最低賃金の審議の進め方等について・・・9
- 5 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定最低賃金の場合）・・・11
- 6 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）・・・15
- 7 申出書（写）・・・17
- 8-1 労働者側意見書（写）・・・21
- 8-2 使用者側意見書（写）・・・27
- 9 確認しよう、最低賃金！ 香川県の最低賃金・・・31
- 10 令和6年度香川県最低賃金の概要・・・33
- 11 香川県の最低賃金額の推移・・・35
- 12 特定最低賃金対象業種の状況・・・37
- 13 香川の賃金概況・・・39
- 14 令和6年賃金改定状況調査結果・・・51
- 15 香川の賃金、労働時間及び雇用の動き（令和6年6月分）・・・63
- 16 香川県の雇用情勢（令和6年7月分）香川労働局職業安定課・・・81
- 17 新規学卒者初任給情報（令和6年卒業者）香川労働局職業安定課・・・99
- 18 香川県内経済情勢報告（令和6年7月）四国財務局・・・103
- 19 香川県金融経済概況（2024年9月11日）日本銀行高松支店・・・113
- 20 企業短期経済観測調査の概要（2024年6月）—四国地区、香川県、徳島県—・・・115  
日本銀行高松支店
- 21 四国地域の経済動向（概要）（令和6年6月分）四国経済産業局・・・125
- 22 消費者物価指数（高松市）（令和6年7月分）香川県政策部統計調査課・・・135
- 23 月例経済報告（令和6年8月）内閣府・・・139
- 24 令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況・・・149

令和6年度 香川地方最低賃金審議会  
香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業  
最低賃金専門部会委員名簿

任命 令和6年8月27日

区分	氏名	現職
公益代表委員	東 圭介	公認会計士 税理士 社会保険労務士
	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科 教授
労働者代表委員	立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長
	中塚 隆明	川崎重工労働組合坂出支部 執行委員長 基幹労連香川県本部 委員長
	中原 純平	四国ドック労働組合 執行委員長 基幹労連香川県本部 副委員長
使用者代表委員	家田 卓宏	株式会社マキタ 総務部部長
	檜垣 邦彦	今治造船株式会社 常勤監査役
	宮崎 賢士	四国ドック株式会社 業務本部 業務管理部部長

(注) 各側委員は五十音順



香川地方最低賃金審議会  
船舶製造・修理業， 船用機関製造業  
最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。~~
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、~~令和3年9月27日~~令和6年9月25日から施行する。

## 香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

### (目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

### (構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

### (会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則



(施行期日)

この規程は、令和6年7月19日から施行する。



## 令和6年度最低賃金の審議の進め方等について

### 1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。  
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

### 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和6年10月1日を努力目標とする。

### 3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和6年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金について

は、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和6年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和7年度の申出については、令和6年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)





香労発基 0805 第 1 号  
令和 6 年 8 月 5 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子 殿

香川労働局長  
栗尾保和



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)
- 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金  
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号)
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号)



2024年07月11日

香川労働局長  
栗尾保和 殿香川県坂出市川崎町1番地  
川崎重工労働組合坂出支部  
執行委員長 中塚 隆明香川県高松市朝日町4丁目1番地1号  
JAMマキタ労働組合  
執行委員長 朝國 智之申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

## 記

## 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社を営む使用者に使用される労働者

2, 050 名

## 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社を営む使用者に使用される労働者  
ただし、次に掲げる者を除く

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6ヵ月未満の者であって技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

以 上 3, 728 名

## 3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

## 4. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。  
最低賃金額については、最低賃金法第15条第1項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

## 5. 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定特定最低賃金の改正が必要であること。

## 6. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金必要性の決議書
- (3) 申し出に関する合意書及び申請代表者に関する委任状
- (4) 香川県下における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者の概数

以 上



香川県に於ける船舶製造・修理業，船用機関製造業の  
事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
船舶製造業・修理業， 船用機関製造業	138 事業所	3,728名

(上記の内、最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意のケース	組合（支部）数	合意する者
労働協約適用	3 組合	1,399名
必要性の機関決定	2 組合	651名
計	5 組合	2,050名

(労働協約適用労働者)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	川崎重工業株式会社 坂出工場	川崎重工労働組合 坂出支部	981名
2	株式会社 マキタ	JAMマキタ労働組合	305名
3	四国ドック株式会社	四国ドック労働組合	113名
	計		1,399名

(必要性の機関決議)

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	今治造船株式会社 丸亀事業本部	今治造船労働組合丸亀支部	542名
2	多度津造船株式会社	多度津造船労働組合	109名
	計		651名





香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田 潤子 殿



2024年08月23日

日本基幹産業労働組合連合会 香川県本部  
委員長（船重部門代表） 中塚 隆明

## 特定（産業別）最低賃金の改正に対する意見書

香川県下の船舶製造・修理業，船用機関製造業に働く基幹的労働者（2,050名・55.0%）の合意を得て提出しました特定（産業別）最低賃金（以下：産別最賃）申請に対しまして、早速、専門部会で審議いただけるとの回答をいただき誠に有難うございます。つきましては、以下の記載をもちまして、船舶製造・修理業，船用機関製造業の金額改定の意見といたします。

### 1. 造船産業の動向

造船産業の置かれている環境は、新造船の発注も回復傾向を見せており、造船各社とも一定の手持ち工事量は確保している。一方、日本造船業が厳しい国際競争を繰り広げている競合国では、造船業への巨額な公的支援等を行っており、更なる追加助成を行うという報道もあり、世界の造船市場は歪曲され、歪んだ競争環境は変わらず、日本の造船業界に大きな影響を与えている。加えて、鋼材の内外格差をはじめとする資機材価格の高騰、地方における少子高齢化の進展による慢性的な人手不足等、造船業は、依然として不安定な経営環境の中にある。しかしながら、厳しい環境に置かれている日本国内の造船、船用工業を中心とする造船ビジネスは、今後2010年頃に大量に建造された船舶の代替や、環境規則対応に向けた需要が見込まれており、中長期的にも造船市場は拡大していくとされている。また、2021年5月に成立した「海事産業強化法」が閣議決定され、この法案成立により、造船所の事業再編や生産性向上を促すために、造船所が策定した事業再編策などに対して国土交通大臣が認定することで、政府系金融機関による長期・低利融資を可能にするほか、設備投資に税制面の優遇処置を適用できるようになった。

### 2. 産別最賃改定の必要性について

近年、船舶製造・修理業，船用機械製造業においては、産別最賃と地域別最低賃金の差が縮小傾向にあり、香川県内で働く我々としても強い危機感を抱いている。

産別最賃引き上げの取り組みは、産業の魅力を高め、優秀な人財を確保・定着させる観点や、労使の社会的使命として非正規労働者の処遇改善をはかる観点から重要である。

産別最賃は、同じ産業で働く基幹的労働者の入口（採用時）賃金としての機能を持っており、基幹的労働者における賃金の底支えや公正な企業間競争の確保という役割を果たしている。地域の当該産業労使が真摯な議論を積み重ねることによって、適正な最低賃金を審査・決定するという産別最賃のプロセスは、地域における当該産業の健全な労使関係の育成にも大きく寄与している。



こうした中、地域別最低賃金については、2024年の目安に関する小委員会報告にて、全てのランク50円とする2024年度地域別最低賃金額改定の目安を取りまとめた。(現行の全国加重平均1,004円に5.0%をかけて50円となる。)最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められているものであり、産別最賃においてもこの流れを止めてはならない。

香川県の地賃については、918円から52円の引き上げで970円に改定された。地賃は、中央最低賃金審議会で示された目安額プラス2円の通りの引き上げとなり、産別最賃との金額差が僅少となっている。われわれの産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比べ魅力的でなければ、当然、軽作業で作業環境が良く専門性が必要ではない産業に優秀な人材が流出してしまい、当該産業は今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまうことが容易に想定される。

また、産別最賃は、全ての労働者を対象としている地賃と異なり、年齢を限定し、軽易業務を適用除外した基幹的労働者の最低賃金である。船舶製造・修理業、船用機関製造業の職種は専門性が高く、高所作業や有機溶剤取扱い作業、屋外・狭所などステージとして特有の作業が多いため、その就業には特殊資格取得や一定期間の教育訓練、定期的階層別教育、高い熟練度を必要とし、誰にでも可能というものではない。また、巨大装置や大型資材・重量物を扱い、かつ全国的に熱中症警戒アラートが発生している状況において暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較して極めて厳しいものとならざるを得ず、就業者に掛かる肉体的・精神的負荷も高い。したがって、われわれの産業における賃金単価は、こうした厳しい環境下での作業内容に見合う水準として、その賃金単価は必然的に高くなければならないと考える。

上述のようにわれわれの産業は、高い技術と熟練度を必要とし、その作業環境は他産業と比較して厳しいものであることを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は、地賃や他産業の産別最賃と比較して、より高い水準であって然るべきである。

### 3. 人財確保に向けた魅力ある労働条件

わが国は超少子高齢・労働力人口減少社会のもとで人財不足が社会的な問題となっている。生産年齢人口は1995年の8,700万人をピークに減少を続けており、2020年時点では7,500万人とこの20年余りで1,000万人以上減少している。さらに2032年には7,000万人、2043年には6,000万人、2055年には5,000万人を割り込むと予想されている。新型コロナウイルス感染症が5類となり、人財の獲得競争が再燃しているなか、海事産業は世界経済の進展とともに成長する産業であり、将来を担う優秀な人財の確保は重要な課題となっている。また、優秀な人財を確保し、技術・技能を確実に伝承していくためには、産業・企業の魅力を高め、採用力を高めていかなければならない。

このような状況の中で人財の育成と、技術・技能を確実に伝承していくためには高度な技術習得に対するモチベーションの維持と習得した技術が発揮できる産業であり続けなければいけない。そのためには「産業としての魅力を感じられる労働条件の確立」が急務となっている。技術・技能の伝承、地域の発展につながる産業活動を継承させていくためにも、高卒新規採用や再雇用者・キャリア採用等を含めて優秀な人財を定着させることが必須条件であり、そのためにも産別最賃の改定は必要不可欠な取り組みである。



今すぐ地域間格差を埋めないと、働き手の流出の一因となり、香川県における産業の空洞化に陥ることが危惧される。

#### 4. 2024年春闘状況および各社春闘結果（香川県船舶製造・修理業、船舶機関製造業）

今次、2024年春季生活闘争の取り組みにおいては、近年の地域別最低賃金や産別最賃の上昇をふまえて示されたJ C（金属労協）共闘の最低到達目標（月額177,000円：時間当たり1,100円程度）、中期目標（月額193,000円以上：時間当たり1,200円以上）をめざし、企業内最低賃金の引き上げに注力し取り組んだ。その結果として、企業内最低賃金の増額、新規締結の組合もあり、賃金改善に取り組まなかった組合でも、企業内最低賃金の引上げがなされるなど一定の成果を得られた。

連合の2024年春季生活闘争回答集計においては、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

基幹労連は、日本の基幹産業である当該産業（鉄鋼/非鉄/輸送用/はん用/金属など）の産別組織として、「魅力ある労働条件づくり」と「産業・企業の競争力強化」の「好循環」の創造を基本理念に、諸活動を展開している。そのもとで、今次春闘の取り組みにおいても、日本経済が安定的かつ持続的な成長を遂げていくために、働く者全ての労働条件の「底上げ・底支え」を継続させるよう、取り組みを行ってきた。

#### 5. 総括

船舶製造・修理業、船舶機関製造業は、日本の基幹産業として、今後も香川県の経済・産業をリードしていく立場にあることからリーディング産業に相応しい魅力的な労働条件が必要である。

また、2024年春季生活闘争において、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給62.70円（加重平均）の賃上げを実現した。この賃上げの流れを県内の船舶製造・修理業、船舶機関製造業で働く非正規労働者や低所得者層にまで波及させ、産業・企業の維持・発展に向けた優秀な人財を確保するとともに、魅力ある労働条件による生活の安心・安定を確立させ、消費の拡大を通じて経済の好循環に繋げていかなければならない。

当該産業の産別最賃の水準については、わが国における基幹産業として、永続的に産業の発展を進める上で最も重要な要素である人財確保の観点から、以下の3点を重視した引上げ額の審議を要請する。

- ①企業内最低賃金協定の水準を意識した「あるべき水準」をめざす。
- ②地賃の引上げ幅も踏まえて早期に「あるべき水準」に到達を求む。
- ③地賃に対する産別最賃の優位性を確保する。

※「あるべき水準」とは、中期的目標としてJ C（金属労協）が示した、月額193,000円程度（時間当たり1,200円程度）の水準である。なお、具体的な金額提示は審議会の時に行う。

以上











令和6年8月23日

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田 潤子 殿

四国ドック株式会社  
代表取締役社長 畑 耕次

香川地方最低賃金審議会香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金改定に関する使用者意見書

## 1. はじめに

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金改定並びに香川県下の中小企業等の経営維持に係わる使用者としての雇用条件の改善等、日頃より貴審議会には多大のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、企業を取り巻く環境は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や原油や穀物などの価格の高騰、台湾問題に端を発する米中の貿易摩擦激化など、日本経済を巡るグローバルなリスクの高まりに加え、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し経済活動が正常化しようとしている矢先、国内ではあらゆる業種において人材確保難が顕在化し、事業継続を根底から揺さぶられるような事態となっており、VUCA時代と言われる予測困難な状況が強まっていると認識しております。

そうした中で、中央最低賃金審議会では、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であるとの意見もありました。

## 2. 造船業界の状況

造船業界では中国・韓国との厳しい国際競争の続く中、中国の影響力が年々高まっており、2023年は中国が年間受注量で60%、建造量で53%と多大な市場シェアを占めるまでになって来て、日本の競争力は少しずつ低下しています。

仕事量は、概ね向う3年間程の手持工事量を確保した状況となっています。然しながら、鋼材を含む資機材などの価格高騰や人件費の大幅な上昇でコストは急激に膨らんでおり、足元では採算を確保するのも難しい局面にあります。また、生産年齢人口が確実に減少している状況下、造船業界でも人手不足は深刻化してきており、人材確保への取組みも大きな課題となっています。

今後、船舶関連でも世界的なカーボンニュートラルに向けた技術開発の促進や環境対応の必要性が高まり、また2000年代初頭からの中国経済の急成長に伴って大量に



建造された船舶の代替需要も数年後には本格化するものと見込まれていますが、事業を確実に継続していくうえで、人材確保、技術の伝承やコスト競争力の強化など構造的な問題、課題に直面しています。

研究・技術開発、設計、建造の各ステージにおける能力強化を図り、生産性向上・コスト競争力強化を進めていき、中国・韓国との競争に立ち向かっていかなければなりません。

### 3. 賃金に対する考え方

最低賃金の決定に際しては、最低賃金法で定められた「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮すべきとありますが、冒頭で申し上げました通り、いまだ先行きが見通せない企業、とりわけ中小零細企業にとりましては、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきと考えます。

生産性の向上や業績向上に基づかないまま、急激な賃金の引き上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小零細企業にとりましては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果として採用や雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなります。はじめに最低賃金の引き上げありきの政策、特に香川県の地方最低賃金より高水準、他県の同業界と比べても高水準である本製造業の特定最低賃金について地方最低賃金と同等水準ありきでの審議となつては、本審議会の存在そのものの意味が問われかねない事態となることを懸念いたします。

### 4. むすび

日本の輸出入の99%以上の物資を海上輸送が担っている実情を踏まえると、船舶そして造船業を含めた海事産業の重要性は明らかであります。業界においては前述のとおり共通した環境下にはありますが、特に中小・零細企業においては健全で安定的な企業経営の源となる経営基盤の強化など喫緊の課題として山積されています。先行きが見通し難い情勢において、こういう時こそ労使が団結し協力し合いながら造船関連業が発展し永続してこそ雇用の継続、地域社会への責任が全うできるものであります。以上のことを踏まえての最低賃金の改正審議を行っていただきますよう、何卒お願い申し上げます。

以 上



